



小平市子ども読書活動推進計画



—子どもが本と出会うために—

平成17年3月

小 平 市 教 育 委 員 会

目 次

第1章 基本方針	1
1 計画の目的	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	1
4 計画の対象	1
5 計画推進の基本目標	1
(1) 子どもが本と出会うために	1
(2) 読書環境の整備	1
(3) 読書推進体制の整備	1
(4) 人材の育成と活用	1
(5) 関係機関との連携と協力	2
(6) 読書情報の提供と啓発	2
第2章 子ども読書活動推進計画策定の経過	3
1 子ども読書活動の意義	3
2 計画策定の背景	3
(1) 国の動向	3
(2) 東京都の動向	3
3 小平市における子ども読書活動の現状	3
(1) 図書館	3
(2) 学校	4
(3) 健康課	6
(4) 公民館	6
(5) 幼稚園・保育園	7
(6) その他の公共施設	7
(7) 書店	7
第3章 推進のための具体的な取り組み	9
1 子どもが本と出会うために	10
(1) 家庭での本との出会い	10
(2) 地域での本との出会い	10
(3) 図書館での本との出会い	11
(4) 学校での本との出会い	13
(5) その他の公共施設での本との出会い	14
2 読書環境の整備	14
(1) 図書館	14

(2) 学校図書館	15
(3) その他の公共施設	15
3 読書推進体制の整備	16
(1) 子ども読書推進会議	16
(2) 市民団体やボランティアとの連携	17
(3) 図書館と学校との連絡会議	17
4 人材の育成と活用	17
(1) 研修体制の整備	17
(2) 「おはなし」の楽しさを大人に知ってもらうための活動	17
5 関係機関との連携と協力	17
(1) 国際子ども図書館との連携	17
(2) 都立図書館との連携	17
(3) その他の公立図書館との連携	18
6 読書情報の提供と啓発	18
(1) 子ども読書の日の取り組み	18
(2) 推薦図書リストの作成とパンフレットの配布	18
(3) 図書館行事や講演会でのPR	18
第4章 実施のための計画	19
参考資料	23
資料1 子どもの読書活動の推進に関する法律	24
資料2 小平市子ども読書活動推進計画検討委員会設置要綱	26
資料3 小平市子ども読書活動推進計画検討委員会名簿	28
資料4 小平市子ども読書活動推進計画検討委員会開催経過	28
資料5 小平市立図書館の児童サービス状況	29
資料6 児童・生徒の読書状況調査結果	29
資料7 学校図書館蔵書数	30
資料8 幼稚園・保育園の現状	31
資料9 公共施設の児童書調査	32

第1章 基本方針

1 計画の目的

この計画は、家庭・学校・地域・図書館等が、連携しながら子どもの読書活動を推進して子どもが読書に親しむ気運を高めるとともに、市民全体が読書に親しみ、読書を通して心豊かな生活を送ることができるような環境の整備や施策の推進に努めることを目的とします。

2 計画の位置付け

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づいて作成した計画で、今後の小平市における子どもの読書活動推進に必要な施策に関する計画として位置付けます。

3 計画の期間

本計画の期間は、平成17年度から19年度までの3年間とします。

4 計画の対象

本計画の対象は、0歳からおおむね18歳までとします。

5 計画推進の基本目標

本計画を推進するために次のとおり基本目標を定めます。

(1) 子どもが本と出会うために

家庭・学校・地域が連携を取り合いながら、子どもの生活の中に読書が位置付けられるように読書機会の充実に努めます。

(2) 読書環境の整備

子どもに「読みたい」という意欲をを起こさせるような本を身近に整備する読書環境づくりを推進します。

(3) 読書推進体制の整備

子どもの読書活動を支え、活性化していくために、関連各課や機関が緊密な連携を図り、人的な交流や事業の充実を図ります。

(4) 人材の育成と活用

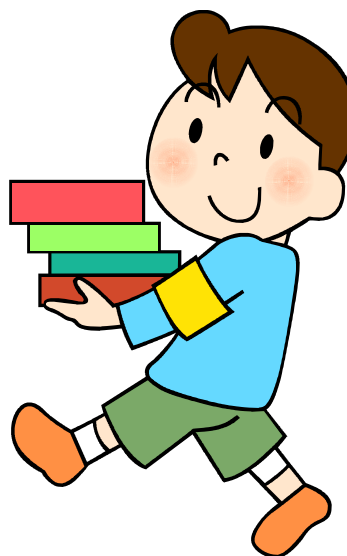
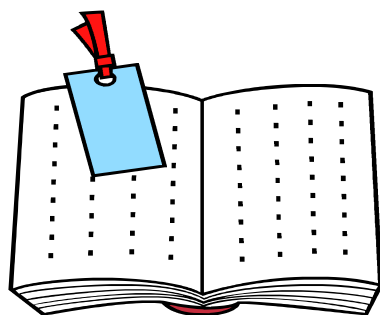
地域で読書活動を行っている団体等を支援するとともに、読書活動支援者の育成を図り、活動の場を提供し交流を促進します。

(5) 関係機関との連携と協力

資料や情報の相互利用や共同事業の実施等を図るため、関係機関との連携・協力活動を推進します。

(6) 読書情報の提供と啓発

読書活動への協力を得るために、保護者等に子ども読書活動の意義や推進についての啓発事業を行い、読書に関する情報提供に努めます。



第2章 子ども読書活動推進計画策定の経過

1 子ども読書活動の意義

子どもたちは、読書活動を通して言葉を学び、多くの知識を身に付け、深く考える力を付けていきます。また、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにしていくためにも、読書活動は大変重要です。子どもたちの健やかな成長に、読書は欠くことができないものであり、豊かな人生を送るためにも、なくてはならないものです。

2 計画策定の背景

(1) 国の動向

国の子ども読書推進に関する施策の動向をまとめてみると、次のとおりです。

- 平成11年 8月 平成12年を「子ども読書年」とすることを衆参両院で決議
- 平成13年12月 「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布、施行
- 平成14年 8月 「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定

(2) 東京都の動向

東京都は、国の動向を受け、平成15年3月「東京都子ども読書活動推進計画」を策定しました。この計画は、東京都の「心の東京革命行動プラン」の取り組みの一つとして位置付けられており、都民一人一人が子どもの読書活動の推進に自主的に取り組むことができるよう、家庭、地域、学校のそれぞれが果たす役割を示しています。また、この計画を通して、以下のような目標の実現を目指しています。

- ① 子どもの読書環境の整備
- ② 子どもの読書活動に関する理解の促進
- ③ 地域・社会全体での子どもの読書活動の推進
- ④ 子どもの読書活動を推進するための人材の育成

3 小平市における子ども読書活動の現状

(1) 図書館

市立図書館の子どもの登録率を見ると0～6歳は35%程度、小中学生はほぼ100%となっています。平成15年度の統計によると0～6歳が利用者1人当たり年間39.6冊、小学生は24.6冊、中学生は12.2冊の本を借りています。また、おはなし会、絵本のへや、図書館見学会、調べ学習、職場体験といった行事に参加している子どもたちが年間1万人以上おり、図書館は読書活動だけでなく子どもたちの生涯学習の場としても利用されています。

しかし、今後の公立図書館の主たる利用者に育っていく0～6歳の登録率を引き上げる

ためには、保護者に子どもの読書活動推進の意義と必要性を認識してもらうことが何よりも大切です。

(2) 学校

平成15年5月に実施された東京都の「児童・生徒の読書の状況に関する調査及び学校における読書活動等に関する調査」によって、小平市の児童・生徒の読書状況を分析すると資料6のような結果となり、次のような傾向が見られます。

① 小学生の読書傾向

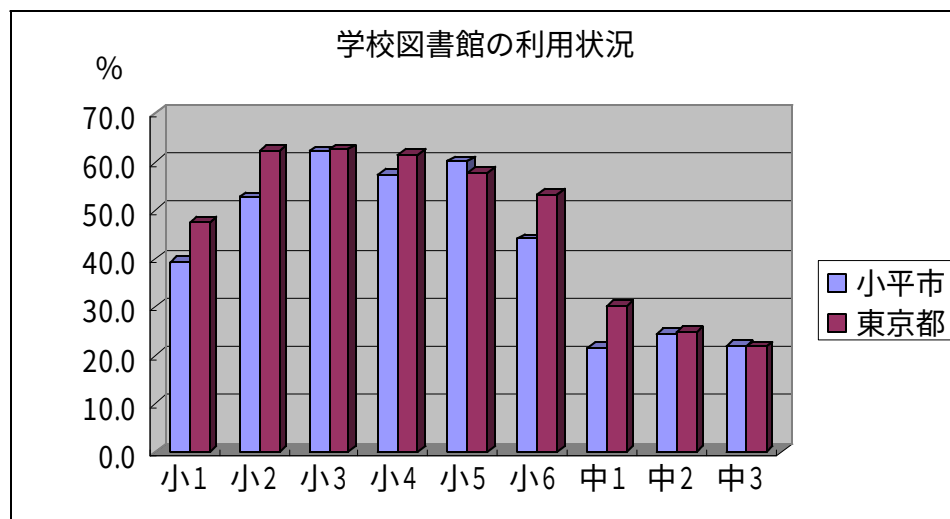
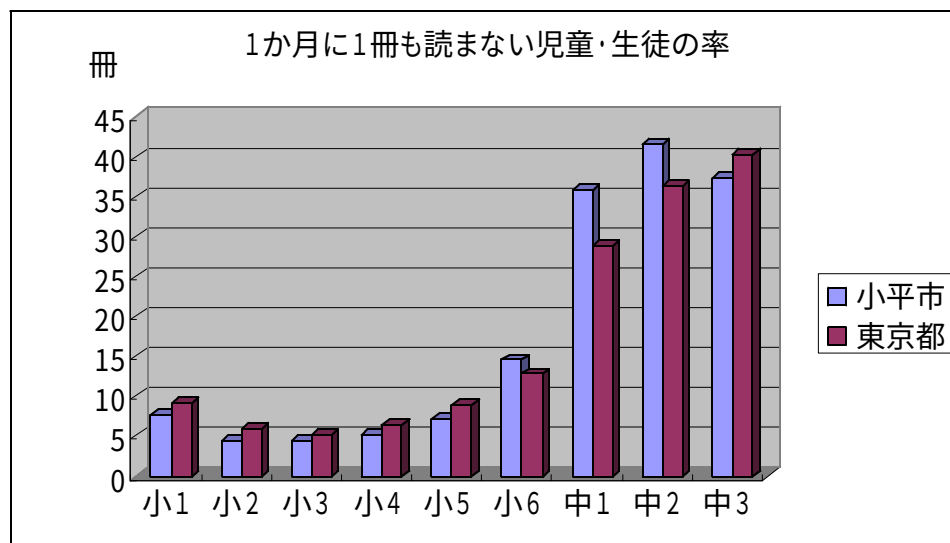
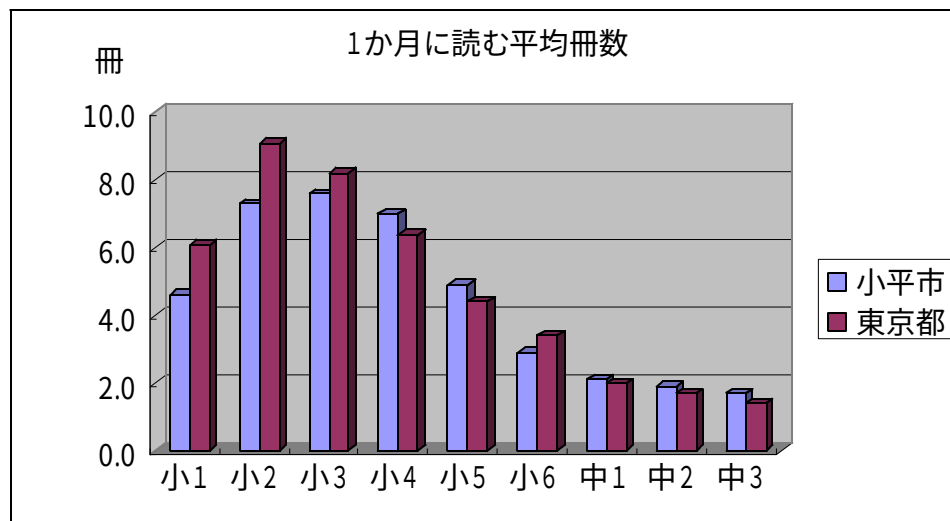
- ア 1か月に読んだ本の冊数は、1年生が4.6冊、2年生が7.3冊、3年生が7.6冊、4年生が7.0冊、5年生が4.9冊、6年生が2.9冊で、1か月に1冊も本を読まない者は全学年で7.1%、6年生では14.5%となっています。
- イ 学校図書館の利用率は2年生から5年生で50%を超えており、2年生までは市立図書館の利用率の方が高いものの、3年生以上は学校図書館の利用率が高くなっています。
- ウ 本が好きな子どもの率は、小平市と東京都でほぼ同じ傾向を示しており、5年生までは80%を超えていますが6年生になると70%台に減少しています。

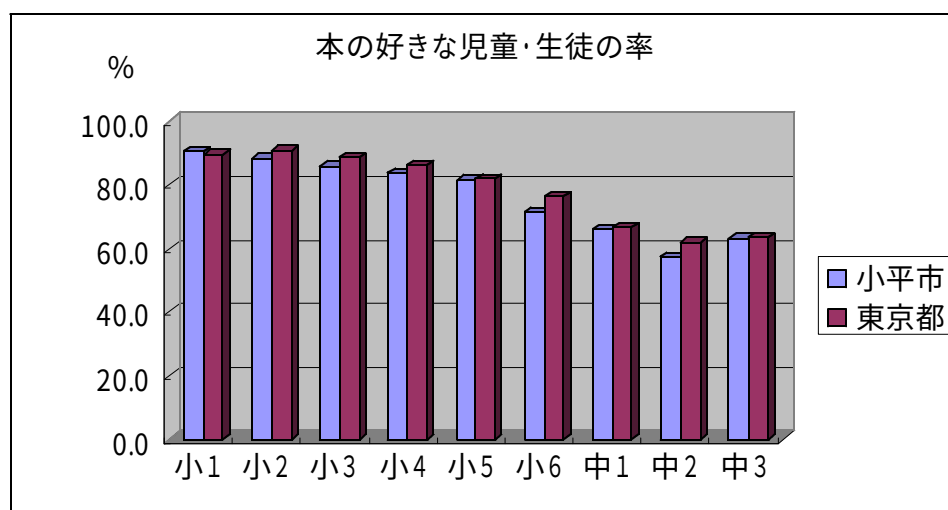
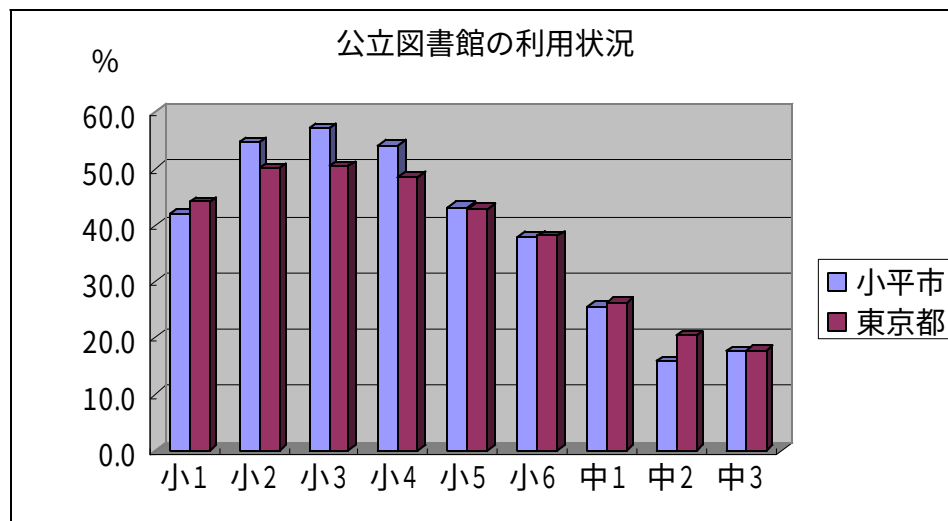
② 中学生の読書傾向

- ア 1か月に読んだ本の冊数は、1年生が2.1冊、2年生が1.9冊、3年生が1.7冊で、1か月に1冊も本を読まない生徒は全学年で、38.1%、2年生では41.5%となっています。
- イ 学校図書館の利用率は20～25%台で、東京都全体と比較すると1年生が東京都全体の30.3%に対し21.6%と低くなっていますが、公立図書館の利用率は25.6%と他学年に比べて8～10%高い利用率になっています。
- ウ 本の好きな生徒の率は、2年生が57.5%と減少していて、東京都と比較しても目立った傾向を示しています。

③ 読書状況の分析

この調査によると、小平市の小学生の7.1%、中学生 38.1%が最近1か月に本を一冊も読んでいないという結果が報告されました。これを、全国学校図書館協議会が実施した第48回読書調査（平成14年5月）に示された小学生8.9%、中学生32.8%という不読者（1か月に一冊も読んでいない者）の割合と比較すると、小学生については1.8ポイント下回っているものの、中学生については5.3ポイント上回っています。





(3) 健康課

平成14年度に「第2次小平市母子保健計画」を策定し、「地域で安心して子育てができ、親子共にすこやかな成長を喜べるまち」を基本理念に掲げ、家族への育児支援、相談・指導体制の充実を図っています。

子育て支援の一環として、3～4か月児健診時に図書館と連携して読み聞かせの実践や、赤ちゃん絵本のパンフレットの配布や紹介を実施しています。

(4) 公民館

公民館事業のひとつに家庭教育に関する学級・講座の開設及び充実があります。公民館では、これらの事業の中で、子育て支援を目的とした保育つき講座や自主サークル活動に対し、子どもの保育を実施しており、絵本などの読み聞かせも行われています。

(5) 幼稚園・保育園

幼稚園及び保育園の活動状況を見ると、ほとんどの園で毎日絵本や紙芝居の読み聞かせを実施しており、園によっては小平市子ども文庫連絡協議会の「いとぐるま」の会員によるおはなし会を開催して積極的な読書活動推進に努めています。

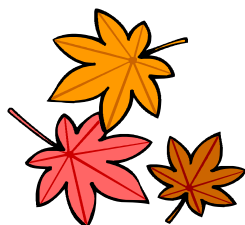
私立幼稚園の中には図書室を持ち、本の貸し出しを実施している園や、地域の乳幼児の親に向けて絵本の読み聞かせを実施している園もあります。

(6) その他の公共施設

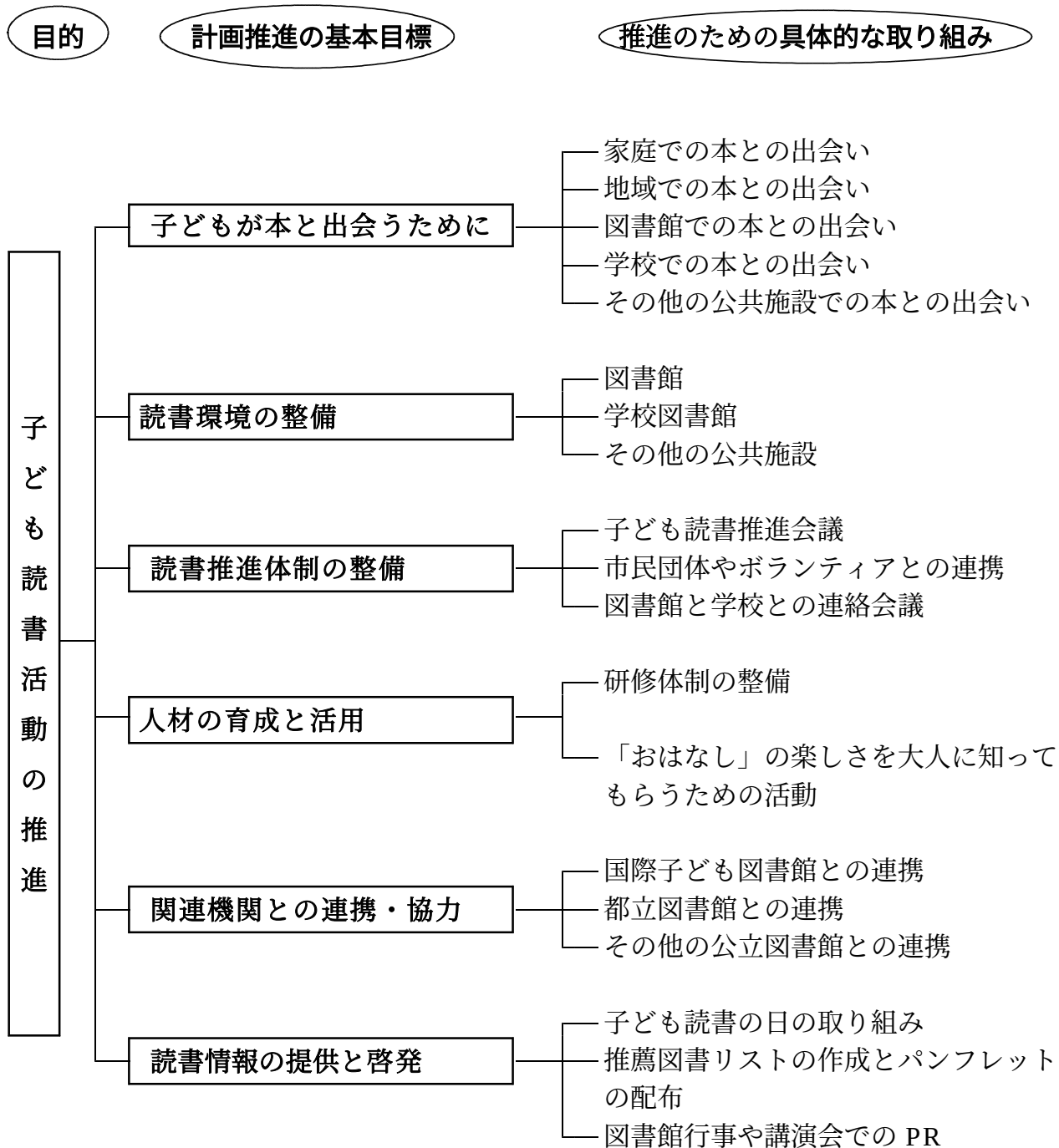
児童館、子ども家庭支援センター、青少年センター及び地域センター等には、子ども向けの本がありますが、内容や蔵書数もまちまちです。また、地域センターの本は計画的に集められたものではなく、汚れや傷みの激しいものもあるのが現状です。

(7) 書店

小平図書館友の会と子ども文庫連絡協議会共同の調査によると、平成16年11月現在小平市内には14の新刊書店があります。これらの書店の店頭に置かれている児童書は、1000冊未満の書店が8店、1000～3000冊未満の書店が4店、3000冊以上の書店が2店で、1000冊以上の品揃えのある店舗は4割強となっています。



第3章 推進のための具体的な取り組み



1 子どもが本と出会うために

(1) 家庭での本との出会い

家庭では、子どもが本に親しむ機会をつくり、子どもとともに読書を楽しみ、読書する子どもを励まし、温かく見守ることが大切です。

① 育児と読書

子どもはおはなしを聞くのが大好きです。お母さんやお父さんのひざの上や目の前で、あるいは寝る前に布団の中で聞いたおはなしや絵本の読み聞かせによって、ことばを覚え、話し、豊かな感性と個性を育てていく心の目が開かれます。そして、家庭で読書の楽しさを味わった子どもは、おはなしの楽しさを味わうために自ら進んで読書をするようになります。

② 保護者と読書

読書は多様な情報を提供し、未知の世界とめぐり会い、思考力と判断力を養い、心豊かな憩いの時間をもたらすものとして、大人にとっても欠かせません。

しかし、保護者の家庭での読書は、自分のためだけではなく、子どもが読書に興味を持ち知識を深めるための手本となり、何よりもその姿勢が読書への動機付けとなり、子どもに大きな影響を与えます。

③ 青少年期の読書

中・高校生になると学校生活が忙しくなり、興味や行動半径の拡大に伴って読書への関心が薄れる傾向があります。しかし、この時期は、教養を身に付け、個性を磨き、想像力や判断力をはぐくむとともに、読書をする根気を養って、生涯にわたる読書習慣を身に付けるための大切な時期でもあります。保護者は、この時期の子どもの自主的な読書を尊重し、支援したいものです。

家庭での本との出会いは子どもにとってかけがえのない財産となります。より多くの子どもたちがその出会いの場を体験し、読書習慣を促進するため、地域、図書館、学校、その他の公共施設が連携して、家庭での本との出会いを支援します。

(2) 地域での本との出会い

地域では、地域のすべての子どもたちが読書に親しむ機会を提供し、読書環境を整備・充実することが大切です。

① 家庭文庫・地域文庫

家庭文庫や地域文庫は、身近で親しい雰囲気の中で本に接することができ、保護者同士の交流や学習の機会を提供しています。家庭文庫や地域文庫を利用することで、一層地域に密着した読書活動を実践することができます。

② 地域の読書活動

図書館や家庭文庫・地域文庫で開かれるおはなし会や学校の行事に参加することによって、読書に関心の低い子どもも、読書に親しむきっかけとなります。これらの行事を通して、子どもは読書の喜びを分かち合う仲間を見つけ、本の世界へ案内してくれる大人に出会うこともあります。

(3) 図書館での本との出会い

図書館の目的はひとの自立を支援し育てることです。図書館はひとの生活と成長に必要な不可欠な機能として一層の充実に努めます。

小平市立図書館は、開館以来児童サービスを重視し、児童書の選定・収集に力を入れるとともに、定期的におはなし会や児童講演会を開催し、子どもの読書への関心を促す活動に積極的に取り組んできました。

しかし、一般的な傾向として子どもの読書離れが進んでいることは、憂慮すべきことです。そこで、市立図書館は、改めて子どもの読書活動における最も身近な施設であることを確認し、子どもの本との出会いを実現するために一層の充実に努めます。

① 乳幼児へのサービス

ア 健康センター等での子育て支援事業に連携・協力します。

イ 「赤ちゃん絵本」を紹介するリストの発行、絵本のコーナー展示及び広報活動を行い、乳幼児と保護者の図書館への来館を促して、継続的に読書活動を支援します。

ウ 親子で一緒に参加でき、絵本の楽しさを体験できる「絵本のへや」の事業の充実に図ります。

② 児童・青少年へのサービス

ア 子どもに読書の楽しさが伝わるような本の収集に心がけ、魅力ある蔵書構成を目指します。

イ おはなし会や児童講演会を定期的で開催します。

ウ ティーンズコーナーの充実に図り、中高生に本との出会いの場を提供し、図書館を身近な存在にします。

エ 調べ物にきた児童・生徒の受け入れ体制の充実に図ります。

③ 障害のある子どもへのサービス

- ア 「布の絵本」「拡大写本」「点訳絵本」等の資料を整備し、利用の促進を図ります。
- イ 展示会・講演会を開催し、障害者サービス事業の周知と理解を深めます。
- ウ 市内の養護学校等と相互理解を深め、連携・協力を進めます。

④ 読書相談・読書情報の提供及び啓発

- ア 読書相談・読書案内を通して、子どもが主体的に読書・学習に取り組めるように支援します。
- イ 市の図書館ホームページを活用し、国や東京都等で発行する読書活動推進のためのリストの紹介や、地域資料及び地域情報を提供するなど情報発信に努めます。
- ウ 「子ども読書の日」や「読書週間」等には、講演会や展示会などを開催し、読書への啓発活動を推進します。

※ 子ども読書の日は4月23日と定められ、読書週間は11月3日の前後2週間に、子ども読書週間は5月5日の前後2週間に実施されています。

⑤ 市民団体との連携とボランティアの養成

- ア 市民団体と連携し、講演会や研修会を開催するとともに、おはなし会などの充実を図ります。
- イ 市民団体やボランティアが実施する読書活動を支援します。
- ウ 「小平市立図書館ボランティア養成講座」を開催し、講座修了者等を中心に活動の場を提供します。

⑥ 人材の養成

- ア 子どもの読書活動を推進する上で、必要とされる洗練された知識を持った児童担当職員等の配置及び養成に努めます。
- イ 司書等がより高度な知識・技術を習得できるように、職員研修の充実を図ります。

⑦ 市立図書館と学校図書館の連携・協力

- ア 学校図書館の蔵書数は、小学校で1校平均7,500冊、中学校で11,500冊程度です。それに対して市立図書館には35万冊の児童書があり、自宅からいつでも蔵書検索や読みたい本の予約ができます。これらの機能を有効活用することにより、学校図書館との連携を促進します。
- イ 調べ学習・読書・地域等の情報について、共同研修及び研究を進めます。
- ウ 資料の効率的な利用を図るために、市内の小中学校と市立図書館の本の運搬システムと資料の相互利用について研究を進めます。

(4) 学校での本との出会い

小中学校は、各校における特色ある図書館活動を通して、生涯学習を支える自己教育力を育成します。

① 「読書活動推進計画」の作成と実施

市立小中学校では各校の実態に即して、司書教諭を中心に各教科の学習を支援する読書活動推進計画を作成し、学校全体で読書活動の推進を図ります。

保護者・地域とともに進める、豊かな読書環境づくりをめざして、各校における図書館ボランティア活動をますます充実させます。

② 学習情報センター機能の充実

児童生徒が学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的に取り組む態度や能力を育てるために、学校図書館における学習情報センター機能の充実を図ります。

また、学校図書館の相互利用を視野に入れたネットワークシステムの整備を図るとともに、学校における蔵書の構成を見直し、各教科の学習を支援する蔵書の充実に努めます。

③ 「豊かな読書活動」の充実

ア 小中学校では、「21☆こだいらの教育改革アクションプラン」の基本理念である「地域で育てようすこやかな子ども」の具体化のために、小平市教育委員会（指導課・学務課・市立図書館・生涯教育推進課等）と連携して、次のような教育課題プログラムの推進に取り組みます。

- ・教科等小中学校を見通した「学校図書館活用年間指導計画」の作成
- ・自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題解決を図る資質や能力を育てる学校図書館活用指導事例の開発
- ・地域資料の開発と、ネットワークによる資料の共有化
- ・児童・生徒による主体的な図書館活動の活発化
- ・特別に支援を必要とする子どもに対する読書推進プログラムの開発
- ・「学校図書館ボランティアだより」の発行
- ・情報交換を通じた相互理解・相互啓発

イ 学校図書館司書教諭及び学校図書館担当者を対象とした「学校図書館司書教諭等研究協議会」を開催し、情報交換並びに指導力の向上を図ります。

ウ 小平市立小学校教科等研究会「図書館部会」で授業実践を中心とした研究を実施し、教員の資質・能力の向上を図ります。

④ 学校図書館の利用を充実させていくための人的配置

司書教諭は、読書活動推進計画に基づき学校図書館の利用に対する指導を行うとともに、校内における協力体制を推進し、学校図書館運営の中核を担います。また、保護者や地域の方々から学校図書館ボランティアを募り、学校図書館の活性化に努めます。

(5) その他の公共施設での本との出会い

児童課、健康課、図書館などの関連施設が連携するとともに、関係団体とも協力して、保護者と赤ちゃんとのおはなしの出会いを支援します。

子どもが読書習慣を身に付けるためには、まず、ことばを覚えること。そして、おはなしを聞いてその楽しさを知ることが大切です。その手始めとして、赤ちゃんや子どもにおはなしをしてあげることによって、保護者がおはなしの楽しさと大切さを知り、共感してほしいものです。

乳幼児健診などの機会に読み聞かせの実践や、赤ちゃん絵本のパンフレットの配布や紹介を通して、保護者と赤ちゃんとのおはなしの出会いを促進します。

2 読書環境の整備

(1) 図書館

① 施設・設備

市立図書館は子どもの豊かな読書活動を支える中心的な施設です。

小平市には中央館1館・地区館7館・分室3館の図書館があります。市内のどこに住んでいても大半のひとが徒歩15分以内に市立図書館が存在するという配置状況にあり、図書館ネットワークの完成をみています。このどこに住んでいても身近に図書館があるという地理的な特性を踏まえ、図書館ネットワークを活かした様々な事業展開を図ります。

花小金井図書館の改築に伴い児童サービスの充実を目指すとともに、情報化時代に対応したサービスを提供するために情報基盤の整備に努めます。また、分室等の機能を見直しつつ、児童サービスの拠点化について研究を進めていきます。これにより、市立図書館を子どもの読書活動推進のための中心的な施設とします。

② 図書資料

子どもにとって魅力ある蔵書の充実を図り、本を読みたいと思えるような資料提供に努めます。

小平市立図書館全体の蔵書数は、全国的に見てもトップクラスの蔵書数となっています。しかし、子どもの読書活動を推進するためには、何よりも魅力ある資料と情報がなければ読書意欲をかきたてることはできません。また、調べ物に来た子どもたちの期待に応え、楽しさやわくわくするような絵本や読み物の世界との出会いを実現し、子どもたちに夢を与える必要があります。

以上のことから、子どもにとって魅力ある蔵書の充実を図り、本を読んでもみたいと思えるような資料提供に努めます。

(2) 学校図書館

① 施設・設備

コンピュータによる総合的な蔵書管理システムの導入を実現します。

国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」によれば、学校図書館は学習情報センターとしての役割も期待されています。そのために、情報資源にアクセスできるような環境整備に努めること、そして、その前提となる学校図書館の蔵書情報のデータベース化を図ることが大切です。

小平市では、市立図書館と書誌データを共有して資源共有型のデータベースを構築するとともに、システムの維持管理やメンテナンスを一体的に行うことのできるシステムを開発します。また、学校間で図書資料の相互利用を可能にし、市立図書館の団体貸出を有効に使うためにも、コンピュータによる総合的な蔵書管理システムの導入を実現します。

また、子どもたちが利用しやすいように書架の配置を工夫し、利用環境の整備に努めます。

② 図書資料

児童・生徒が総合的な学習の時間において多様な教育活動を展開していくために、学校図書館の図書の整備を図ります。

平成16年3月末現在、市内小中学校において国が定めた図書標準の達成率は、資料7「学校図書館蔵書数」のとおりです。今後も学校図書館の図書の計画的な整備を一層進め、図書標準の早期達成に努め、学習課題に応じた蔵書計画を立てるとともに、児童生徒が主体的に学び方や調べ方を身に付けることができるよう図書の整備に努めます。

(3) その他の公共施設

① 保育園

本に親しめる環境づくりを行い、子どもの読書活動を推進するために家庭との連携を心がけます。

子どもの自主的な読書活動を促すため、保育士が読書の大切さと必要性を認識し、図書コーナーを整備するなどの工夫をして、本に親しめる環境づくりを行います。

そのためには、保育活動の中に保育士による絵本の読み聞かせを積極的に取り入れるなど、子どもたちにおはなしの楽しさを知らせ、自発的な読書活動につながるように配慮します。

また、子どもが読書習慣を身に付け読書意欲を高めるためには、家庭との連携が不可欠です。保護者に働きかけて、子どもの読書活動の推進に努めます。

② 児童館

児童館は、気軽に利用できる自由な交流の場として、絵本の読み聞かせ等を開催し、親子のふれあいの機会を計画的に提供するとともに、地域における小中学生の活動拠点として、その積極的な受け入れと活動の展開を図ることが必要です。

花小金井南児童館には、絵本中心の図書コーナーと科学読み物と童話のある工作室があり、700冊程度の本があります。これらの本を活用して、豊かな感性と知性をはぐくむ場として機能することを目指します。

また、平成18年度には小川町二丁目地区児童館（仮称）の開設が予定されており、新たな小中学生の活動拠点として機能することが期待されます。

③ その他の施設

公民館や地域センター・青少年センター等は、青少年の健全育成に資する場として、多様な体験活動の機会の提供を行うとともに、地域における青少年活動拠点として、その積極的な受け入れと活動の展開を図ることが必要です。

また、公民館では今後も子育て講座や家庭教育講座の中に子どもへの読み聞かせや本の選び方等をカリキュラムに取り入れ、読書活動の推進に努めます。

3 読書推進体制の整備

子どもの読書活動を支え、活性化していくために、関連各課が横断的に協力するとともに、市民との連携を図ります。

(1) 子ども読書推進会議

子どもの読書活動を推進するために、子どもの健全育成と生涯学習に関わる関係各課が連携し、必要に応じて子ども読書推進会議を開催します。

(2) 市民団体やボランティアとの連携

市民団体やボランティアと連携して、子どもの読書活動を推進するとともに、子どもの読書環境整備に努めます。

(3) 図書館と学校との連絡会議

定期的に図書館と学校との連絡会議を開催し、緊密な連携協力関係を築くとともに、情報交換や研修会を行います。

4 人材の育成と活用

図書館、学校、保育園などで子どもの読書活動を推進するため職員の研修体制を整備し、読書活動推進の担い手の輪を広げます。

(1) 研修体制の整備

子どもの読書活動を推進するためには、子どもの本をよく知り、読書指導に関する知識や技術を備えた人材の育成や相談できる場所が必要です。職員の高度な研修への参加を奨励し、図書館の司書や司書教諭及び市民団体の有識者等との連携を図り、職場内での研修を行い、読書活動推進の担い手を増やすとともに、人の輪を広げます。

(2) 「おはなし」の楽しさを大人に知ってもらうための活動

図書館で実施している読み聞かせ実践講座や「大人向けおはなし会」は、大人がおはなしの知識や技術を習得する貴重な機会となっています。このような機会を公民館や保育園などとも連携して増やしていきます。

5 関係機関との連携と協力

図書館では、資料や情報の相互利用を図り、都内公立図書館等による共同事業の実施等連携・協力活動を推進します。

(1) 国際子ども図書館との連携

国立国会図書館国際子ども図書館は、納本制度による児童書の収集・保存を行っており、児童書の保存図書館としての役割を果たしています。また、全国の公立図書館、大学図書館、学校図書館の活動を支援し、子どもの出版文化に関わる専門家に対して資料や情報の要求に応じています。小平市としても、国際子ども図書館との連携・協力を推進していきます。

(2) 都立図書館との連携

都立図書館は区市町村立図書館の求めに応じて、児童青少年資料の紹介や提供を行うとともに、子どもの読書に関するレファレンスの援助を行います。

市立図書館は、子どもの読書活動に関する取り組みについて、都立図書館との連絡調整

を積極的に図ります。

(3) その他の公立図書館との連携

都内公立図書館との相互協力を促進し、情報の円滑な流通と連携の強化に努めます。

6 読書情報の提供と啓発

(1) 子ども読書の日の取り組み

4月23日の「子ども読書の日」には、講演会や子どもが参加できる行事を開催し、子ども読書活動推進計画の普及に努めます。

(2) 推薦図書リストの作成とパンフレットの配布

小平市立図書館では、「赤ちゃん絵本の紹介」、「読み聞かせに向く絵本のリスト」、「夏休みおすすめ本のリスト」等を作成して読書活動推進に努めています。また、東京都では家庭や地域を対象とした読書活動推進のための資料を作成しています。これらの資料やパンフレットを学校、保育園、児童館、子ども家庭支援センター等にも配布して読書活動を推進します。

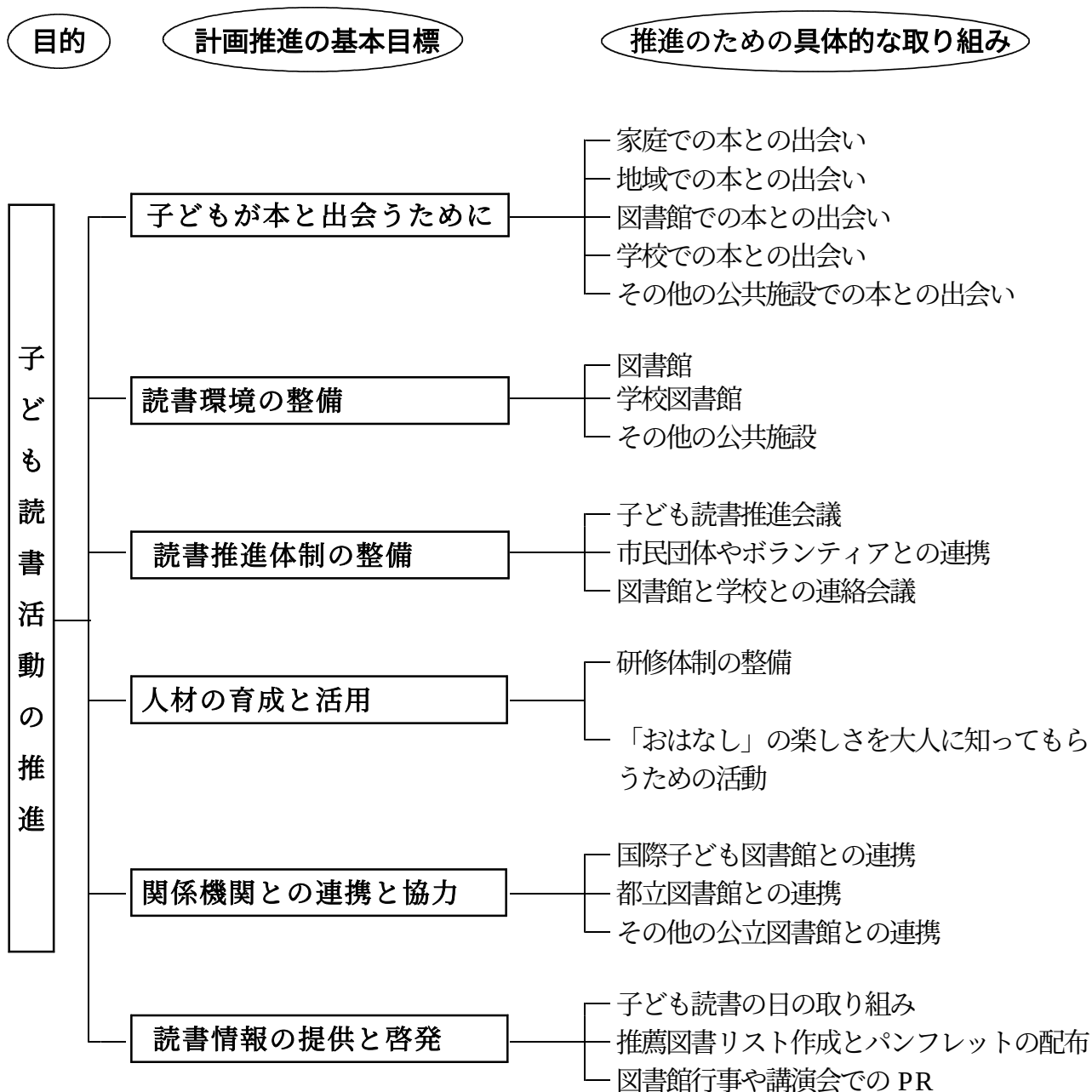
(3) 図書館行事や講演会でのPR

次のような機会を通して読書の楽しさを子どもたちに知らせ、読書についてPRしていきます。

- ア 小中学校が行っている図書館見学会や職場体験
- イ 図書館が行っているおはなし会や講座・講演会
- ウ 健康課が3～4か月児健診時に図書館と連携して行っている読み聞かせの実践や赤ちゃん絵本の紹介リストの配布等



第4章 実施のための計画



1 子どもが本と出会うために

(1) 家庭での本との出会い

施策項目	17年度	18年度	19年度	所管課
子どもの読書習慣の促進	充実			関係課

(2) 地域での本との出会い

施策項目	17年度	18年度	19年度	所管課
家庭文庫・地域文庫との連携・協力	継続			図書館

(3) 図書館での本との出会い

施策項目	17年度	18年度	19年度	所管課
子育て支援事業との連携協力	検討	実施	継続	児童課・健康課・図書館
「絵本のへや」の実施	充実			図書館
ティーンズコーナーの整備	充実			図書館
児童・生徒受け入れ体制の整備	充実			図書館
布の絵本等の資料整備と利用促進	充実			図書館
障害者サービス事業の周知	充実			図書館
養護学校等との連携協力の推進	継続			図書館
読書相談・読書情報の提供	検討	実施	継続	図書館
図書館ホームページの整備	充実			図書館
子ども読書の日等の取り組み	継続			図書館
市民団体との連携	継続			図書館
おはなし会の実施	充実			図書館
図書館ボランティア養成講座の開催	実施			図書館
図書館ボランティアの実践	実施	継続		図書館
児童担当職員の養成	継続			図書館
職員研修の充実	検討	実施	継続	図書館
学校図書館との連携・協力	検討	実施	継続	指導課・学校・図書館
調べ学習等の共同研修の推進	検討			指導課・学校・図書館
学校と図書館の搬送システムの検討	検討			学務課・学校・図書館
学校図書館と市立図書館の相互利用	検討			指導課・学校・図書館

(4) 学校での本との出会い

施策項目	17年度	18年度	19年度	所管課
「読書活動推進計画」の作成	継続			学校
学習情報センター機能の充実	充実			学校
学校図書館活用年間計画の作成	継続			学校
市立図書館との連携・協力	検討	実施	継続	指導課・学校・図書館
学校図書館活用指導事例の開発	検討	実施	継続	学校
地域資料の開発と資料の共有化	検討	実施	継続	学校・図書館
児童・生徒の図書館活動の活発化	継続			学校
特別に支援を必要とする子どもへの読書推進プログラムの開発	検討	実施	継続	学校
学校図書館ボランティアだよりの発行	継続			学校
学校図書館司書教諭等研究協議会の開催	継続			指導課
教科等研究会図書館部会の充実	継続			指導課

(5) その他の公共施設での本との出会い

施策項目	17年度	18年度	19年度	所管課
乳幼児健診時等での読み聞かせ	継続			健康課・図書館
赤ちゃん絵本パンフレット等の配布	継続			健康課・図書館

2 読書環境の整備

(1) 図書館

施策項目	17年度	18年度	19年度	所管課
花小金井図書館の改築	建築	開設		図書館
情報基盤の整備	実施	充実		図書館
魅力ある蔵書の充実	実施	継続		図書館
資料情報の提供	実施	継続		図書館

(2) 学校図書館

施策項目	17年度	18年度	19年度	所管課
総合的蔵書管理システムの導入	実施	継続		図書館・学校
蔵書数の国基準の達成	継続			学務課・学校
蔵書計画指針の策定	検討	実施	継続	指導課・学校

(3) 保育園・児童館・その他の施設

施策項目	17年度	18年度	19年度	所管課
図書コーナーの整備	継続			保育園・児童課
読み聞かせの実践	継続			保育園・児童課・公民館
小川町二丁目地区児童館(仮称)の開設	建築	開設		児童課
家庭教育講座の充実	充実			公民館

3 読書推進体制の整備

施策項目	17年度	18年度	19年度	所管課
子ども読書推進会議の開催	検討	実施	継続	関係課
市民団体やボランティアとの連携	充実			関係課
図書館と学校との連絡会議	充実			図書館・学校

4 人材の育成と活用

施策項目	17年度	18年度	19年度	所管課
研修体制の整備	検討	充実		関係課
おはなしの楽しさの普及活動	充実			図書館・公民館・保育園

5 関係機関の連携と協力

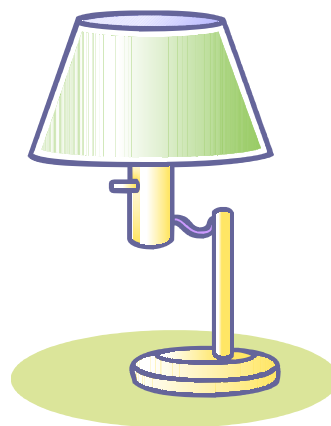
施策項目	17年度	18年度	19年度	所管課
国際子ども図書館との連携	充実			図書館
都立図書館との連携	継続			図書館
その他の公立図書館との連携	継続			図書館

6 読書情報の提供と啓発

施策項目	17年度	18年度	19年度	所管課
子ども読書の日の取り組み	充実			図書館
推薦図書リストの作成と配布	継続			図書館・健康課・児童課
読書のPR	充実			関係課

参考資料

- 1 子どもの読書活動の推進に関する法律
- 2 小平市子ども読書活動推進計画検討委員会設置要綱
- 3 小平市子ども読書活動推進計画検討委員会名簿
- 4 小平市子ども読書活動推進計画検討委員会開催経過
- 5 小平市立図書館の児童サービス状況
- 6 児童・生徒の読書状況調査結果
- 7 学校図書館蔵書数
- 8 保育園・幼稚園の読書活動の現状
- 9 公共施設の児童書調査



【資料1】 子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日 法律第154号

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを 国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことできる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもへの健全な成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

【資料２】 小平市子ども読書活動推進計画検討委員会設置要綱

平成１６年１０月１日制定
登録番号 ２００４－０５

（設置）

第１ 小平市子ども読書活動推進計画の策定に当たり、子どもの読書活動を推進するために、小平市子ども読書活動推進計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（検討事項）

第２ 委員会は、小平市子ども読書活動推進計画に関する事項を検討する。

（構成）

第３ 委員会は、別表に掲げる者及び小学校・中学校豊かな読書活動研究部会に所属する者合わせて１５人以内をもって構成する。

（委員長及び副委員長）

第４ 委員会に委員長及び副委員長を置き、別表に掲げる者をもって充てる。

２ 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

３ 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（招集等）

第５ 委員会は、委員長が招集する。

２ 委員長は、必要に応じて検討事項に関係ある者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（庶務）

第６ 委員会の庶務は、中央図書館において処理する。

（設置期間）

第７ 委員会の設置期間は、平成１６年１０月１日から平成１７年３月３１日までとする。

（その他）

第８ この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

（施行期日）

この要綱は、平成１６年１０月１日から施行する。

別表（第3、第4関係）

役 職	職 務 名
委員長	中央図書館長
副委員長	児童女性部保育課主査
委 員	企画財政部企画課主査
委 員	児童女性部児童課係長
委 員	児童女性部保育課係長
委 員	児童女性部青少年・男女平等推進課長
委 員	健康福祉部健康課係長
委 員	学校教育部学務課課長補佐
委 員	学校教育部指導課指導主事
委 員	社会教育部社会教育課主査
委 員	中央公民館館長補佐
委 員	中央図書館館長補佐

【資料3】 小平市子ども読書活動推進計画検討委員会名簿

	役職	氏名	課名等	職名
1	委員長	安藤 憲一	中央図書館	館長
2	副委員長	当間 美登里	保育園	花小金井保育園主査
3	委員	川上 吉晴	企画課	主査
4	委員	関口 繁治	児童課	子育て支援係長
5	委員	中村 茂季	保育課	庶務係長
6	委員	稲田 精二	青少年男女平等推進課	課長
7	委員	門田 睦子	健康課	課長補佐兼保健指導第一係長
8	委員	諸井 康次	学務課	課長補佐兼学事係長
9	委員	栗林 昭彦	指導課	指導主事
10	委員	細淵 重博	社会教育課	主査
11	委員	浅見 せつ子	中央公民館	館長補佐兼事業係長
12	委員	蛭田 廣一	中央図書館	館長補佐兼調査係長
13	委員	望月 邦夫	豊かな読書活動推進委員会	十四小学校校長
14	委員	宮川 啓一	豊かな読書活動推進委員会	上水中学校教頭
15	委員	小山 節子	豊かな読書活動推進委員会	アドバイザー

【資料4】 小平市子ども読書活動推進計画検討委員会開催経過

回数	開催日	検討内容
第1回	平成16年10月7日(木)	・策定委員会の委員構成について ・策定委員会の進め方について ・各課の現状と課題の報告
第2回	平成16年10月21日(木)	・提出された各課の現状と課題に基づいた検討 ・計画書の内容構成の検討
第3回	平成16年11月11日(木)	・原案の内容検討
第4回	平成16年12月9日(木)	・訂正案の検討 ・訂正案のまとめ ・市民の意見聴取法についての検討
第5回	平成17年1月13日(木)	・実施計画の検討
第6回	平成17年2月3日(木)	・市民の意見聴取結果の報告 ・意見に対応した内容の再検討
第7回	平成17年2月17日(木)	・最終案の確認

【資料５】 小平市立図書館の児童サービス状況

「小平市立図書館事業概要 平成１３年度～１５年度」より作成

	平成１３年度	平成１４年度	平成１５年度
登録率 ０～ ６歳	31.0%	36.1%	34.3%
７～１２歳	103.3%	113.1%	113.6%
１３～１５歳	112.1%	114.9%	118.0%
１６～１８歳	92.6%	91.5%	99.8%
利用率 ０～ ６歳	73.8%	74.2%	71.4%
７～１２歳	66.0%	65.1%	63.1%
１３～１５歳	53.1%	45.3%	38.7%
１６～１８歳	39.2%	36.3%	31.8%
児童書の蔵書冊数	337,008冊	344,665冊	349,445冊
児童書の個人貸出冊数	340,982冊	367,766冊	438,485冊
児童書の団体貸出冊数	26,518冊	30,284冊	33,833冊
おはなし会開催回数	435回	431回	432回
参加人数	6,872人	5,793人	5,888人
絵本のへや開催回数	96回	96回	96回
参加人数	1,894人	2,042人	1,923人
大人のためのおはなし会	2回／45人	2回／52人	2回／50人
図書館見学開催回数	22回	31回	18回
参加人数	1,760人	1,966人	1,523人
調べ学習開催回数	3回	20回	3回
参加人数	254人	689人	241人
職場体験受入人数	0回	6回／26人	9回／24人

※ 各年度の１月１日現在の人口で算出

※ 登録率は転出者を含むため１００％を超えることがある。

【資料６】 児童・生徒の読書状況調査結果

	１ヵ月に読む平均冊数 (冊)		０冊 (%)		図書室利用率 (%)		図書館利用率 (%)		本が好き (%)	
学年	小平市	東京都	小平市	東京都	小平市	東京都	小平市	東京都	小平市	東京都
小１	4.6	6.1	7.7	9.2	39.3	47.7	42.0	44.1	90.6	89.4
小２	7.3	9.1	4.4	5.9	52.7	62.5	54.7	50.1	88.3	90.9
小３	7.6	8.2	4.5	5.2	62.2	62.7	57.3	50.5	85.8	88.7
小４	7.0	6.4	5.2	6.4	57.5	61.6	54.2	48.5	83.8	86.3
小５	4.9	4.4	7.2	8.9	60.1	57.9	43.3	42.9	81.7	81.8
小６	2.9	3.4	14.5	12.8	44.0	53.3	37.9	38.1	71.6	76.3
中１	2.1	2.0	35.8	28.9	21.6	30.3	25.6	26.3	65.9	66.5
中２	1.9	1.7	41.5	36.3	24.4	24.8	15.9	20.4	57.5	62.0
中３	1.7	1.4	37.3	40.4	21.9	21.8	17.6	17.7	63.1	63.6

【資料 7】

学校図書館蔵書数

学校名	国基準蔵書数	15年度末蔵書数	15年度末国基準 に対する比率
小平第一小学校	9,560冊	8,605冊	90.0%
小平第二小学校	9,960冊	9,349冊	93.9%
小平第三小学校	10,360冊	9,769冊	94.3%
小平第四小学校	9,160冊	7,094冊	77.4%
小平第五小学校	7,960冊	4,784冊	60.1%
小平第六小学校	9,560冊	10,391冊	108.7%
小平第七小学校	11,560冊	8,674冊	75.0%
小平第八小学校	9,560冊	9,206冊	96.3%
小平第九小学校	10,560冊	7,471冊	70.7%
小平第十小学校	9,560冊	7,871冊	82.3%
小平第十一小学校	10,360冊	9,668冊	93.3%
小平第十二小学校	7,960冊	6,739冊	84.7%
小平第十三小学校	10,360冊	7,711冊	74.4%
小平第十四小学校	8,760冊	8,487冊	96.9%
小平第十五小学校	9,560冊	7,186冊	75.2%
花小金井小学校	6,520冊	5,356冊	82.1%
鈴木小学校	7,000冊	6,592冊	94.2%
学園東小学校	7,960冊	7,938冊	99.7%
上宿小学校	7,960冊	5,058冊	63.5%
合 計	174,240冊	147,949冊	84.9%

学校名	国基準蔵書数	15年度末蔵書数	15年度末国基準 に対する比率
小平第一中学校	10,160冊	7,578冊	74.6%
小平第二中学校	12,160冊	17,682冊	145.4%
小平第三中学校	13,120冊	14,219冊	108.4%
小平第四中学校	12,160冊	12,132冊	99.8%
小平第五中学校	12,640冊	10,782冊	85.3%
小平第六中学校	12,640冊	11,296冊	89.4%
上水中学校	8,480冊	9,015冊	106.3%
花小金井南中学校	8,480冊	9,048冊	106.7%
合 計	89,840冊	91,752冊	102.1%

※ 国基準蔵書数は、平成15年5月1日現在の学級数に基づく

【資料 8】

幼稚園・保育園の現状

施設名	読書活動の現状
A 幼稚園	毎日 1 回絵本や紙芝居の読み聞かせ、貸出 3 冊まで
B 幼稚園	毎日15分の読み聞かせ、週 1 回50分の父母会読み聞かせ
C 幼稚園	毎日絵本の読み聞かせや図鑑の説明、創作絵本の作成
D 幼稚園	毎日読み聞かせ、しおりなどで本の紹介
E 幼稚園	毎日子ども図書室で自分で本を選んで読む活動
F 幼稚園	毎日朝や帰りの時間に絵本や紙芝居の読み聞かせ
G 保育園	毎日絵本や紙芝居の読み聞かせ、希望者への本の販売
H 幼稚園	毎日帰りの時間に絵本や紙芝居の読み聞かせ
I 幼稚園	※月 1 回
J 幼稚園	毎日 1 回読み聞かせ、※月 1 回、週末絵本の貸出 1 冊
K 幼稚園	週 3 ～ 4 回紙芝居や絵本の読み聞かせ
L 幼稚園	朝や帰りの時に絵本や紙芝居の読み聞かせ
M 幼稚園	毎日絵本や紙芝居の読み聞かせ、週1・2回お話の時間
N 幼稚園	毎日昼食後絵本や紙芝居の読み聞かせ
市立大沼保育園	毎日 1 ～ 2 回の読み聞かせ
市立喜平保育園	※年に 5 回程度
市立津田保育園	毎日 1 ～ 2 冊の読み聞かせ、※月 1 度
市立鈴木保育園	毎日 1 ～ 2 回絵本や紙芝居の読み聞かせ
市立小川保育園	一斉保育の中で読み聞かせ
市立小川西保育園	毎日昼寝やおやつ前に絵本や紙芝居の読み聞かせ
市立仲町保育園	おやつ前、食事前、引継ぎ時に絵本等の読み聞かせ
市立花小金井保育園	昼寝前、昼寝後等に読み聞かせ、※年10回
市立上宿保育園	毎日 1 ～ 2 冊絵本や紙芝居の読み聞かせ、※不定期
市立上水南保育園	毎日 1 回絵本や紙芝居の読み聞かせ、※月 1 回
A 保育園	食事前、昼寝前に絵本や紙芝居の読み聞かせ
B 保育園	毎日絵本や紙芝居の読み聞かせ
C 保育園	園生活の中での活動
D 保育園	毎日読み聞かせ、年20～50冊の貸出
E 保育園	毎日読み聞かせ、週 1 回絵本の貸出、親への絵本の講座
F 保育園	おやつ、昼食前に絵本や紙芝居の読み聞かせ、貸出
G 保育園	日常保育の中で読み聞かせ、貸出
H 保育園	毎日 1 回読み聞かせ

※ 小平市子ども文庫連絡協議会の「いとぐるま」の会員によるおはなし会の活動

【資料9】

公共施設の児童書調査

「平成16年小平市子ども文庫連絡協議会調査」より作成

施設名	蔵書数	資料の特色と現状
花小金井南児童館	700	幼児から小学校低学年対象の絵本中心の図書コーナーと中学生以上を対象にした科学読み物と童話のある工作室がある。
こども家庭支援センター	100	0歳から3歳を対象とした絵本
青少年センター	147	まんが・歴史・文学・スポーツ関係の本
市役所1階ロビー	20	絵本
御幸地域センター	400	ロビー、百科事典・図鑑・物語・絵本
天神地域センター	550	児童図書室、小学生以下を対象とした物語・絵本
小川東第一地域センター	400	辞典・図鑑・昔話・物語・絵本
美園地域センター	400	物語・絵本、汚れが激しい
小川東第二地域センター	350	物語・絵本、汚れ傷みが激しい
中宿地域センター	200	童話・物語・雑誌、古いものが多い
小川西町地域センター	472	ロビー、図鑑・童話・絵本・伝記、汚破損が激しい
学園東町地域センター	102	物語・絵本、古いものが多い
中島地域センター	50	遊技場、絵本
学園西町地域センター	200	遊技場、百科事典・物語・絵本
鈴木地域センター	100	会議室、図鑑・伝記
大沼地域センター	300	会議室、物語・絵本・まんが
上水本町地域センター	800	物語・民話・歴史
上水新町地域センター		会議室、利用されていない
喜平地域センター	50	遊戯室、物語・絵本、図書館のリサイクル本



小平市子ども読書活動推進計画

平成17年3月25日発行

編集 小平市教育委員会

発行 小平市中央図書館

〒187-0032

東京都小平市小川町2丁目1325番地

電話番号 (042) 345-1246

電子メール tosyokan@city.kodaira.lg.jp

¥ 160

